

野田市選挙ポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和5年9月1日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

野田市選挙管理委員会規程第1号

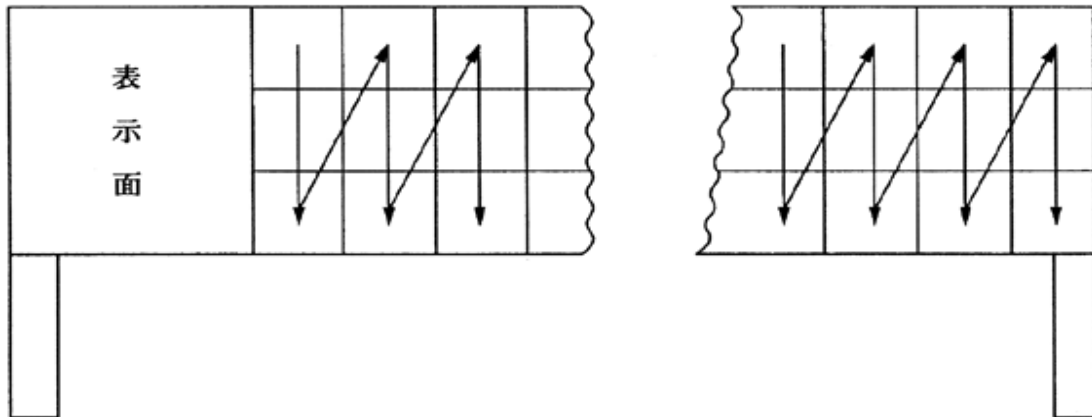
野田市選挙ポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規程

野田市選挙ポスター掲示場に関する規程（昭和59年野田市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「様式等」を「設置等」に改め、同条第1項及び第3項中「別記様式」を「別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条第1項—第3項）



備考

- 1 縦の段は、区画数により2段から4段とする。
- 2 掲示面の区画には、矢印で示す順序により1から始まる一連番号を記載し、当該番号は算用数字を用いる。
- 3 1区画の大きさは、縦・横それぞれ42センチメートル以上とする。
- 4 表示面には、選挙名、ポスター掲示場である旨、掲示方法及び注意事項等並びに野田市選挙管理委員会の名を表示する。
- 5 区画に余白があった場合は、選挙啓発等のために使用することができる。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。